

小委員会交渉議事録

- 1 日 時：令和6年1月19日（金）午後5時～5時30分
- 2 場 所：柴島浄水場1階大会議室
- 3 議 題：浄水場運転管理にかかる夜間異常時対応における勤務体制の見直しについて
- 4 出席者：局 側：人事・勤務条件担当課長代理 他9名
組合側：書記次長 他8名

5 内容

（局）

それでは、ただ今から、浄水場運転管理にかかる夜間異常時対応における勤務体制の見直しについての交渉を始める。

前回の小委員会において労働組合側より、次回、勤務労働条件等について詳細を詰めていきたい、とのことで持ち帰りいただいた提案についてであるが、意見、質問等あれば伺う。

（組合）

前回、示された新たな変形労働時間制の労働時間については、1か月単位の変形労働時間制を採用するということで、現行の交替勤務制度と同じような労働時間の管理になるのかとは思われるが、提案文の内容も含めて何点か確認させていただく。

まず対象職員について、前回、夜間業務についてヒアリングを行うのか確認をした中で、当該職員の健康状態や家族の介護認定などで短時間勤務や夜間勤務除外の指定を受けている職員は除くと言われたが、そういった申請をしていないが自身の健康状態への不安や家族の介護が必要な職員に対して、わかりやすいよう夜間勤務の対象外とする一定の基準を示していただきたい。

また、配慮が必要な職員は職場の中で所属統括、部門統括に申し出ていただければとの事であり、局としては全職員対象にヒアリングは行わないとの考えであったが、申し出についての周知はしっかり行うのか。所属統括と部門統括に判断をさせるのではなく、申し出のあった職員に対して個別にヒアリングを行うなど、配慮されるのか。

フルタイムでない再任用職員や高齢者部分休業制度を利用する職員については、どのように考えているのか。

（局）

まず一つ目の、夜間勤務の対象外とする基準についてのご質問については、短時間勤務や勤務除外の指定を受けている方以外で、配慮が必要とされる夜間勤務の対象外とする基準としては、公的な書類や診断書等で確認することを基本とするが、それによらないものについては、申し出により個別に聞き取り等を行い、個別に判断することとし

たい。

二つ目の、申し出に関する周知についてのご質問については、一つ目のご質問の基準に該当する職員以外で、特段の配慮が必要な場合は、申し出ていただくよう、職場説明の場で漏れがないようしっかり説明を行う。申し出のあった職員に対しては、所属統括、部門統括への申し出があれば、当該職員の上司である管理職及び所属統括が個別に聞き取りながら、丁寧に配慮していく。なお最終的な判断としては管理職によるものとする。

三つ目のフルタイムでない職員の取り扱いについてのご質問については、再任用職員や高齢者部分休業制度を利用している職員についても、1日の勤務時間を短縮していない場合や、週の中で連続勤務が可能な職員については、シフトに入っていただくことを想定しており、それ以外の職員はシフトに入っていない場合もあると考えている。

(組合)

新たな変形労働時間制では各所属の夜間、土、日、祝は2人勤務となるが、交替勤務Aと同じ異常時対応を行っていくことから、夜間については休憩時間をずらしているが、昼についても休憩時間をずらしていくべきではないか、また、平日は日勤勤務者だけになるが、昼休憩についてはどのように行っていくのか。

(局)

まず、平日は、維持担当と運転担当が一部の業務を共同で業務を行いながらOJTを進めるため、休憩時間がずれることで業務に支障を来さないようにするため、12時15分からの一斉休憩とした。

また、土、日、祝の休憩時間については、平日と同様の休憩時間とすることで、取得間違いなどが起こる可能性を排除する。なお、昼間の休憩時間に異常時対応が必要となった際には、休憩時間の変更により対応していただくこととする。

(組合)

昼の休憩時間を12時15分からの一斉休憩とするとの事であるが、土、日、祝の休憩時間中についても、平日と同様に浄水場外での食事や買い出しについては認められるのか、認められる場合、浄水場外での呼び出し等はどの様に行っていくのか。

(局)

休憩時間中については、休日も平日と同様、外出可能としている。ただし、休日の休憩時間中に外出する際は、異常時対応が発生した場合に緊急連絡がとれるよう、局の携帯電話について携行をお願いしたい。これに関する詳細については、現在、制度設計中

であり、決まり次第、お知らせする予定である。

(組合)

勤務日などの指定については、交替勤務ではサイクル初日となる日の 15 日前までの本人通知で、今回は前月末日の 3 日前までの本人に通知となっているが、それぞれの個人の予定や業務の予定もあることから、勤務表として早めに通知していただけるのか。

(局)

通知については、できる限り早いタイミングで本人に通知できるようにしたい。

(組合)

勤務表については、作成者や様式など、どのように考えているのか

(局)

交替勤務の際と同様、所属統括又は部門統括が作成する。勤務表の様式は、各所属で統一する。

(組合)

シフトの勤務表が確定した後に、用事が出来て半休や時間休を取りたい場合、休暇は取れるのか。取れる場合の時間帯については、どのように考えているのか。また、シフト勤務者の体調不良などでの当日休暇や時間休による代務者の昼勤務からの居残り、夜間呼び出し、勤務時間、休憩時間などの考え方についてはどのように考えているのか。

(局)

半休や時間休暇は、始業から 5 時間までに限り取得可能である。始業からの 1 時間、2 時間及び 3 時間までの時間休暇を取得した際は、夜は 21 時から 21 時 30 分までの間、または 21 時 30 分から 22 時までの間とし、朝は 5 時 30 分から 6 時までの間、または 6 時から 6 時 30 分までの間を休憩時間とする。また、始業からの 4 時間の半日休暇及び 5 時間までの時間休暇を取得した際には、夜の休憩はなくなり、朝の 5 時から 6 時の間、または 6 時から 7 時の間が休憩時間となる。

これまでの交替勤務制度と同様、当該勤務日に代替勤務を命じる場合で、昼勤務者に引き続き夜間勤務をさせる場合については、代替勤務の時間を 17 時 15 分から翌 9 時 15 分までの間とし、休憩時間については、夜間勤務者と同じタイミングとする。夜間呼び出しなどで夜間勤務をさせる場合には、出勤時間から 8 時 45 分までの間を勤務時間とし、休憩時間については、先ほどご説明した半休や時間休暇取得の考え方と同様、出勤してきた時間に応じて取得していただく。

(組合)

新たな変形労働時間制になれば、交替勤務と違い勤務サイクルが決定していないので、勤務表作成時には、月末日の夜間勤務を行う場合などで、1 か月における法定労働時間の総枠が超える可能性もあることから、現状の交替勤務との違いや、また初めて変形労働時間制を行う職員に対しての勤務時間、休憩時間、休暇のあり方などを含めた資料の作成や説明などは考えているのか。

(局)

新たな変形労働時間制と交替勤務との違いとしては、勤務サイクルが決まっていなため、毎月の勤務表を定める必要がある。労働時間を管理するにあたり、土曜日から金曜日までの1 週間の間に最低1 回は指定休日を設定することとし、指定休日の数は1 か月単位で管理し、原則として1 か月の休日と同じ数の指定休を同月中に付与することとする。ただし、1 か月の中で休日が極端に少ない月においては、他の月の休日を当月に変更して指定する場合がある。また、月末日に夜間勤務を命じたシフトの場合で、月末日の勤務時間が15 時間30 分であることから、変形期間における法定労働時間数の総枠を超える場合には、当該月に次月以降の休日を先取りして付与することとする。申し上げたこれらの運用について留意する必要があるため、浄水部門の職員へ向けた職場説明会の開催を予定しており、資料を用いて説明する予定である。

(組合)

柴島浄水場、施設保全センターでは、維持担当がシフトに入る場合に出勤場所が変わるケースもある。出勤する場所は、所定の勤務場所なのか、それとも当日勤務する場所なのか。この移動や引継ぎなどの時間は、どのように扱われるのか。また、ロッカーなどの環境整備や交通用具などの通勤手段、交通費などについてはどう考えているのか。

(局)

柴島浄水場、施設保全センターでは、所定の勤務場所から出退勤してから、当日の勤務場所へ移動(往復)する。従って、出勤時には所定の勤務場所においてスカイプを利用し、相互に引継ぎを行った後に、当日の勤務場所へ移動することとし、退勤時は逆に当日の勤務場所から所定の勤務場所へ移動したのちに、所定の勤務場所においてスカイプを利用して引継ぎを行う。当日の勤務場所と往復する際、局自転車の使用を可能とし、電車での移動で発生した交通費は出張旅費として支給する。ただし、いずれの場合も勤務時間内での移動に限る。また、荷物や私物を保管するためのロッカー等の必要な備品類は準備する。

(組合)

新たな変形労働時間制を始めた場合の運転担当と維持担当の人員体制について、前回の交渉において、維持担当職員がシフトに加わることで、日勤務の維持業務など日々の業務に影響が生じないように業務量と見合った適切な人員体制を図るとあったが、もう少し、具体的な考え方を示していただきたい。

(局)

今回の勤務体制の移行に伴い、運転担当の一部業務について、実施する時間帯を昼から夜に移行することとし、シフトに入った運転担当及び維持担当の職員で行うこととした。これに伴い、運転担当の職員が受け持つ業務量が軽減され、余力が生まれることとなるため、維持担当の業務負荷も考慮しつつ、最終的な人員配置を検討しているところである。

(組合)

維持担当がシフトに入る時期については、前回の交渉で、所属ごとに差は生じることと考えられると思うが OJT の状況をみながら順次シフトに入っていただくとあったが、OJT の進み具合など所属毎の差をみながら、対応可能なところからシフトに入っていくことになるのか。

(局)

所属ごとの OJT の進捗状況を見ながら、シフトに組み入れる職員を選定していくことを考えている。運転担当、維持担当の職員全員がシフトに入るタイミングとしては、全所属で同時に開始したいところではあるが、OJT の進捗状況は所属や個人ごとに差が生じると考えられるため、そうした状況を踏まえ、順次実施していくことになるかと考えている。

(組合)

全所属同時に実施したい、とのことであるが、局としてはいつ頃から始めることを想定しているのか。

(局)

6 月ごろを目途としたい。状況を見ながらの実施ではあるものの、一定の線引きは必要かと考えている。

(組合)

状況をみながら 6 月頃に実施を想定しているとのことであるが、その段階で維持担

当の業務に支障が出た場合に担当替えを行うといったことがないよう、配置についてはしっかりと考えていただきたい。

(局)

状況により応援体制を敷く等、期中での課内異動で職員の混乱が起らないよう、各所属において適正な配置に努めてまいる。

(組合)

運転担当と維持担当でシフトを行っていく場合のシフトの組み合わせについては、維持担当2人とならないように考慮はされるのか。

(局)

シフト編成は、各職場の業務などを考慮する必要があるため、所属統括や部門統括により編成をしていただくことを想定しているが、多能工化の進展も望めることから、できる限り運転担当と維持担当の職員の組み合わせにより行ってまいりたい。

(組合)

続いて、浄水ブロックから新たな変形労働時間制での業務内容について、確認させていただく。

(組合)

夜間で行う各種作業手順書・養生書作成については、既存の手順書更新や新規作成などで難易度に差があるものや、保安規定などで作業主任者や操作主任者などが作成することとされているものがあり、安全面を危惧するが、どこまでの業務を夜間に行うことを想定しているのか聞かせてほしい。

(局)

作業主任者や操作主任者について、当然、手順書等の作成をお願いしているものの、それ以外の者が作成した手順書等について、作業主任者や操作主任者が確認を行い、適性であると判断できれば、決裁手続きのうえ、使用していくことは可能と考える。

(組合)

夜間に移行する業務とされている水質計器点検調整などについては、維持担当には未経験者が多くいる状況にあるが、シフトに入る前のOJTなどについてはどのように考えているのか

(局)

水質計器の点検調整については、現状でも、多能工化を進める一端として、維持担当職員にも対応していただいているが、当該業務が夜間に移行した際には、OJT に活用できるよう、パイロット的に点検調整する水質計器を選定しておき、これを用いて OJT を行うことなどを想定している。

(組合)

施設保全センター関係で、無人機場点検を行った場合、新規業務等は無人機場で行う事を想定しているのか。

(局)

ナレッジ資料の作成などの新たな業務については、基本的には点検等終了後、配水管理室など自らの職場に戻り、作業していただくことを考えている。

(組合)

只今、浄水ブロックから業務内容について数点確認させていただいた。前回も言わせていただいたが、夜間に移行する業務や土日祝の業務について、また人員体制についても、安全性はもちろんのこと各所属での現場状況を考慮していただき、詳細については職場の代表である所属統括、部門統括との意見も聞きながら決めていただきたい。

(局)

安全を第一に、引き続き現場状況を考慮し、所属統括、部門統括の意見も聞きながら詳細を決めていきたい。

(組合)

本日、新たな変形労働時間制について、数点確認させていただいた。組合としても、この新たな変形労働時間制の導入について、職場オルグを行っていく予定である。4月1日実施を考えると、当局についても、資料作成、職場説明会を早急に行っていかなければならないと考える。また、人員体制については、例年よりも早い情報提供をお願いする。本日、確認した内容を持ち帰り検討し、本交渉で確認していきたい。

(局)

これまでの小委員会交渉での内容を踏まえ組合内部で再度検討いただき、本交渉で確認いただけるとのことであるのでよろしくお願いしたい。

本日の交渉はこれで終了する。